

諫早市を分断する衆議院議員小選挙区の区割り見直し素案に断固反対する意見書

現在、国の諮問機関である衆議院議員選挙区画定審議会において、一票の格差是正のため、衆議院議員小選挙区の区割り見直しが検討されており、同審議会は、本県長崎3区が選挙区の下限人口を下回っているとの理由から、2区である本市の一部を3区に編入することを含む素案を県に示した。

これに対し、県は去る2月7日に、同審議会に対して、「合併市町として一体的な行政の推進に努めている市町を分断することは、住民に著しい混乱を招くことから避ける必要がある」旨の回答を行ったと聞き及んでおり、県の回答は当を得たものであると思料する。

今回、国が示した見直し素案は、行政区画を分割することよりも選挙区内に飛び地をつくらぬ方針を優先した調整となっているが、もともと長崎県は離島や半島が多く、飛び地を前提とした特殊な選挙区であり、全国一律の区割り基準によるべきではない。

仮に長崎3区の不足人口を本市の行政区域を分割して補おうとすれば、広範囲な本市の地域を編入せざるを得ず、素案は、本市を二つに分断する地域の実情を全く考慮しない極めて乱暴な内容となっている。

これまで、本市は、平成17年3月1日の一市五町の新設合併で誕生した新「諫早市」を市民自らの意識改革や努力により一体化の醸成を図ってきた。また、行政においては、市域の行政サービス等の均等化や市独自のまちづくり支援策等を強力に推し進め、国の合併特例債や国庫補助金等も活用しながら新市建設を軌道に乗せてきたところである。

素案のように、本市の一部を3区に編入することになれば、合併から9年目を迎えようとし、ようやく一体となった市民意識や行政のまちづくりに多大な障害と無用な混乱を招く結果となり、市民の投票行為等適切な選挙の執行にも重大な影響を及ぼすことは必至である。

このようなことから、本市を分断することになる今回の見直し素案には断固反対し、強く見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年2月15日

諫 早 市 議 会